

# 三朝町コロナに負けない 事業継続支援交付金

## 《対象者及び支援額》

### 従業員数に応じて 3万円から50万円

次のいずれにも該当する事業者

- ・町内に事務所又は事業所を有している事業者で、申請日において1年以上継続して事業を営んでおり、かつ、1年以上事業を営む予定であること。
- ・新型コロナウイルス感染症予防を徹底していること。

従業員等の数	交付金の額	
	認証店	認証店以外
51人以上	600,000円	500,000円
31～50人	500,000円	400,000円
21～30人	400,000円	300,000円
11～20人	300,000円	200,000円
5～10人	200,000円	100,000円
2～4人	100,000円	50,000円
0～1人	60,000円	30,000円

県のコロナ対策安心認証店の認証を受けている事業所は、上記のとおり交付金が加算されます。

交付金の交付は、1交付対象者につき、1回限りとします。

※ただし、町内に事業実態がないと町長が判断する事業者は対象外とします。

## 《要件》 売上が、15%以上減少していること

令和3年10月から令和4年1月までの間に、任意の一月の売上が前年又は前々年同月比で15%以上減少していること。ただし、前年又は前々年同月の売上月額が10万円以上あること。

《業種》 医療法人、社会福祉法人、NPO法人及び農業者を除くすべての業種

## 《申請期間》 令和4年2月18日(金)



問い合わせ先:三朝町観光交流課

TEL:0858-43-3514 FAX:0858-43-0647

Mail:kankou@town.misasa.tottori.jp

## 三朝町コロナに負けない事業継続支援交付金 (申請方法)

申請に必要な書類（申請期限：令和4年2月18日（金））

①申請書兼実績報告書

②売上の減収状況が分かる資料の写し

対象月の売上台帳等の写し（令和3年度）及び売り上げを比較する年（令和2年又は令和元年）の確定申告書類の写し等

③従業員が、2名以上の場合は、従業員数等(※1)が分かる書類

※1 以下の者も従業員数等に含まれます。

- ・個人事業所の家族従業員及び法人事業所の代表者以外の役員
- ・パート、アルバイトのうち、雇用保険の被保険者となっているもの。

④請求書

⑤県のコロナ対策認証店の認証を受けている場合は、認定証の写し等

※①、③～④は、町HPから入手できます。

申請書提出先：三朝町役場観光交流課

電話:0858-43-3514

電子メール:kankou@town.misasa.tottori.jp